

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社コパン（以下「甲」という。）と過半数代表者 下條久美（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条

- 1 本協定は、派遣先で従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条

対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第 3 条

対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 のとおりとする。

- （1）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 5 年 8 月 29 日付職発 0829 第 1 号「令和 6 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）の別添 1 に定める「販売店員」とする。
- （2）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第 6 条のとおりとする。
- （3）地域調整については、就業地が東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の各市町村内が想定されることから、これらの就業地に関して、通達に定める地域指数の「東京」を用いるものとする。

第4条

対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
リーダーランク：5年
エキスパートランク：3年
オープンランク：1年
ルーキーランク～アップランク：0年

2 甲は、対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、能力手当を支払うこととする。

第5条

対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣従業員就業規則第37条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条

対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。
但し、1,000円迄/日を上限とする。

第7条

対象従業員に対して、別表1の一般基本給・賞与等の額の5%の額を前払い退職金として支給する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第8条

基本給の決定は、ランク判定制度を活用し昇給の範囲を決定する。
また、能力手当の決定はスター判定制度を活用し昇給の範囲を決定する。

(賃金以外の待遇)

第9条

教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、派遣従業員就業規則第38条の規定による。

(教育訓練)

第 10 条

労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社コパン 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第 11 条

本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第 12 条

本協定の有効期間は、2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める対象従業員の賃金の額を基礎として、対象従業員の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

2024 年 3 月 31 日

甲 株式会社コパン 代表取締役 萩原 広

乙 過半数代表者 下條 久美

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値			
			0年	1年	3年	5年
1	販売店員	通達に定める賃金構造基本統計調査	1,135	1,306	1,454	1,531
2	地域調整	(東京)113.9	1,293	1,488	1,657	1,744

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

等級	職務の内容	派遣時間給	一般基本給・賞与・手当等 (※1)	一般退職金 (※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
リーダーランク	生花店における販売 商品制作業務全般 仕入・商品管理・商品企画 売上管理・従業員管理	1,840～	1,744	88	5年
エキスパートランク	生花店における販売 商品制作業務全般 仕入・商品管理・商品企画	1,740～	1,657	83	3年
オープンランク	生花店における販売 商品制作業務全般 商品管理・商品企画	1,563～	1,488	75	1年
アッパーランク	生花店における販売 商品制作業務全般 商品管理	1,450～	1,293	65	0年
ミドルランク	生花店における販売 商品制作業務全般	1,400～			
ビギナーランク	生花店における販売 簡易な商品制作・制作補助業務	1,380～			
ルーキーランク	生花店における販売・雑務等	1,360～			

(※2) 本規則第7条に基づき、(※1)の数値に5%を乗じた数値